

公民館利用者の皆さまへ

日頃より、千葉市公民館をご利用いただきありがとうございます。

ご利用にあたりましては、密閉、密集、密接の「三つの密」を避けるための対策を実施するとともに、利用者の皆さまにおかれましても、健康チェックや手洗い・うがい等を実施いただきますようお願いいたします。

引き続き、ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、感染拡大防止のための取組みにご理解とご協力をよろしくようお願い申し上げます。

「三密」を避けるための対策

1. 換気の励行（密閉空間の回避）

窓のある環境では、窓をあけて換気を行ってください（1時間に1回程度）。可能であれば、2方向の窓を同時にあけるのが望ましいです。

また、出入口が複数ある場合は、これらの扉を開放するなどして換気を行ってください。

2. 人の密度を下げる（密集場所の回避）

人が多く集まる場合では会場の広さを確保し、お互いの距離を1～2メートル程度開けるなどして、人の密度を下げてください。

目安として、各室とも定員の2分の1以下の人数での利用をお願いいたします。

3. 近距離での会話や発声、高唱を避ける（密接場面の回避）

周囲の人が近距離で発声するような場を避けてください。

やむを得ず近距離での会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、マスクの着用や咳エチケットの徹底をお願いいたします。

①健康チェックと手洗い等の徹底について

- ・利用の前に、ご自宅で検温いただきますようお願いいたします。
- ・万が一、体温が平熱より高いなど、体調に不安がある場合は施設の利用をお控えください。
- ・入館時やご利用後も、石鹸と流水でのこまめな手洗いをお願いいたします。
- ・飛沫分散防止のため、常にマスクを着用いただくとともに、咳エチケットの徹底をお願いいたします。

・体調がすぐれない様子の方へ、お声をかけさせていただくことがあります。

②施設利用にあたっての留意点について

・諸室の利用にあたっては、密集しないよう、1～2 m程度の間隔をあけてご利用ください。また、目安として、各室とも定員の2分の1以下の人数での利用をお願いします。

- ・利用前後の密着を回避するため、分散集合、分散解散をお願いします。
- ・諸室のご利用中、1時間に1回程度は窓をあけて換気を行ってください。
- ・万が一の場合に備え、代表者の方は、利用者全員の連絡先等の把握をお願いします（館への名簿の提出などは不要です）。

③館で実施する感染拡大防止対策について

・ロビーや図書室において、人が密集しないよう、椅子の配置等を変更しております。

感染拡大防止のための利用方法について

「三密」を避けるため、近距離での会話・発声・高唱や、接触を伴う活動については、以下にご留意いただいたうえでご利用いただきますようお願いいたします。

(1) 身体接触を伴うもの

活動例＜社交ダンス、フォークダンス＞

- ・個々の練習など身体接触を伴わない方法でご利用ください。
- ・社交ダンスの練習については、以下にご注意のうえご利用ください。
 - ①特定のペアで練習し、ほかのペアとは1～2 m以上離れること
 - ②マスクを着用すること
 - ③ペアでの連続した練習は10～15分以内とすること
 - ④物品の共有は避けること
 - ⑤窓を開け常に換気を行うこと
 - ⑥大声で話さず静粛を保つこと

活動例＜空手、柔道、剣道、合気道、少林寺拳法＞

- ・個々の練習など発声や身体接触を伴わない方法でご利用ください。

(2) 発声を伴うもの

活動例＜合唱、コーラス、民謡、歌謡、カラオケ、詩吟、軽音楽（歌唱あり）＞

・発声を伴う活動については、以下にご注意のうえご利用ください。

- ①歌唱者が複数いる場合は、歌唱者間の距離は前後2 m以上、左右1 m以上確保し、向かい合う配置は避けること
- ②指導者・伴奏者との距離を確保すること
- ③マスクを着用すること
- ④体操等のウォーミングアップは身体的接触をしないように注意すること
- ⑤連続した練習は30分以内とすること
- ⑥楽譜・プリントなどの共有を避けること
- ⑦窓を開け常に換気を行うこと

(3) 飲食を伴うもの

ステージが3のため、11月22日～12月28日については、飲食を伴う活動は禁止とさせていただきます、調理室は調理のみの利用でお願いします。

今後の方向性は、次回（12月23日発行予定）の新型コロナ週報のステージを踏まえ、改めてお知らせいたします。

公民館の運営にあたっては、（公益社団法人）全国公民館連合会が作成する「公民館における新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って取り組んでおります。

今後の見直しなどについては、感染状況等を勘案したうえで、決定次第、改めてお知らせさせていただきます。

令和2年12月17日改定

千葉市教育委員会
公益財団法人千葉市教育振興財団